

第48回議会運営委員会記録

令和2年11月20日

【開催日】 令和2年11月20日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時59分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

総務部長	川 地 諭	総務部次長兼人事課長	辻 村 征 宏
高齢福祉課長	麻 野 秀 明	高齢福祉課主幹	大 井 康 司

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

1 令和2年第4回（12月）定例会に関する事項について

- (1) 早期議決議案について
- (2) 会期案について・・・資料1
- (3) 議席の指定・・・資料2
- (4) 常任委員会の所管事務調査報告について
- (5) 請願書の取扱いについて・・・資料3
- (6) 議事日程案について・・・資料4

- (7) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料5
- 2 山陽小野田市議会基本条例の検証について
- 3 広聴特別委員会からの申入書について・・・資料6
- 4 モニターの意見について・・・資料7
- 5 その他

午前9時30分 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから、第48回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項はお手元にある資料のとおりです。最初に1、令和2年度第4回定例会に関する事項についてということで、(1)早期議決案件について。執行部から説明をお願いします。

川地総務部長 おはようございます。この度の提出議案のうち、人件費等に関する議案の早急な議決をお願いしたく参りました。内容ですけれども、2点ありまして、1点目としましては、職員の給与費等につきまして、本市では国の人事院勧告に基づく法改正に準じて給与改正を行っております。これに沿って、この度、期末手当の支給月数を0.05月引き下げることでありますが、この12月支給の期末手当は12月1日を基準日としておりますことから、給与に関する条例改正及び補正予算の早急な議決をお願いするところです。なお、この人件費に関しましては、人事異動等に関する調整を行った上で、期末手当の調整をしていることから、人件費全体についての費用を今回補正で組んでおるところです。2点目としまして、新型コロナウイルス感染症拡大や重症化を防止する観点から、一定の基準にのっとりたものが、本人の希望によりPCR検査を行う場合に一定の費用を助成する、新型コロナウイルス感染症検査事業の実施準備を早急に行う必要があることから、早期の議決をお願いするものです。これらのことから、人件費及び新型コロナウイルス感染症検査事業費を計上した議案第103号一般会計補正予算(第14回)について、人件費を計上した議案第106号国民健康保険特別会計補正

予算（第3回）について、議案第108号介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議案第110号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議案第113号小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について、議案第116号下水道事業会計補正予算（第1回）について、議案第117号から第120号までの給与関連条例4議案につきまして、早急な議決をよろしくお願いをします。

長谷川知司委員長 ただいま執行部から説明がありました。何か質問はありませんか。事務局、ほかにありませんか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、執行部はこれで退席をお願いします。

（執行部退室）

長谷川知司委員長 それでは、（2）会期案について、11月25日から12月15日までの21日間ということです。議案件数につきましては資料の1を御覧ください。委員会ごとに分かれております。これについて事務局からあれば。

中村議会事務局議事係長 それでは（2）から（7）まで、付議事項の1を一括で説明させていただきます。（2）の会期案についてですが、今委員長からお話がありましたとおり、11月25日の水曜日から12月15日火曜日までの21日間としたいと思います。これは前回の議会運営委員会のときに、一度、案でお示ししたとおりになっております。議案件名については、資料1に3ページ分あります。こちらを御覧ください。この中に、先ほど執行部から説明がありました早期議決を希望されている議案を、それぞれの所管の上のほうに固めて表示しております。次が（3）議席の指定になります。これは資料2になります。今回から本会議場に戻りますので、議席の指定が新たに必要になりますので、日程に入れております。議席はこの表にあるとおりになっております。（4）の常任委員会の所管事務調査報告についてです。産業建設常任委員会の

所管事務調査報告がありますので、定例会初日の25日に産業建設常任委員長から行っていただくこととなります。そして、(5) 請願書の取扱いについてです。資料3となります。まず1、2ページ目までが、ここにあります件名のとおり、「年金の毎月支給への改善に関する意見書の提出を求める請願」ということで、全日本年金者組合山口県本部山陽小野田支部支部長の笠井様から出されております。そして、3ページ目となりますが、この請願の件名は「高泊地区における保育所の確保についての請願書」となっております。請願はこの2件となります。そして(6) 議事日程案についてです。資料4を御覧ください。2ページまであります。順に説明していきます。11月25日水曜日、午前10時から本会議を開会しまして、会期の決定。そして、先ほど申しました議席の指定。そして、諸般の報告、この度は事務報告のみとなります。そして、これも先ほど申し上げました常任委員会の所管事務調査報告。それが終わりました、資料1にありました議案35件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託。そして、先ほど説明しました請願2件の委員会付託報告となります。本会議終了後、早期議決を希望されている議案に係る審査で総務文教常任委員会と民生福祉常任委員会を本会議終了後に開催していただくこととなります。一応、その委員会のどちらか早く終了したほうで、産業建設常任委員会を開催していただいて、全てが終了してから、新型コロナウイルス感染症対策分科会の審査をしていただくように考えております。26日の議事整理日の休会を挟みまして、27日となりますが、ちょっとここが前回の議運にお示ししたのと少し変更させていただいたところです。午前10時から一般会計予算決算常任委員会の全体会で、先ほどの補正の第14回のコロナ分科会以外の部分の人件費の一括の審査をしていただけたらと思っております。そして、その委員会終了後、午後1時から本会議を開会しまして、早期議決を希望されている議案、付託案件に対する委員長報告質疑、討論及び採決の流れを考えております。そして、ここからの二つです。本会議終了後に委員会を開催しまして、一般会計予算決算常任委員会理科大分科会、そして理科大分科会終了後に、新型コロナウイルス感染症対策分科会を開

催していただけたらと思います。当初の会期日程の中で、予備日が1日しかないというところと、あと請願の審査等もいろいろ考えまして、理科大とコロナと議運の委員長にもちょっと事前に御相談させていただいて、今日この議事日程を提示させていただいております。これも後で検討していただけたらと思います。そして、28日、29日、土日の休会を挟みまして、ここからが、それ以外の議案の審査になります。11月30日月曜日は、午前9時から民生福祉常任委員会と民生福祉分科会、午前10時から総務文教常任委員会と総務文教分科会。12月1日は、午前9時から産業建設常任委員会と産業建設分科会。そして12月2日予備日、12月3日、4日の土日の休会挟み、7日、8日、9日で一般質問の日程を組んでおりました。この度一般質問の通告者が合計で15人になりますので、人数の当てはめを後ほどよろしくお願ひします。そして12月10日、議事整理のため休会。11日金曜日、午前10時から一般会計予算決算常任委員会の全体会。12日、13日の土日の休会を挟み、14日月曜日の議事整理の休会も更に挟みまして、15日火曜日、午前10時から本会議を開会しまして、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決。そして、閉会中の調査事項についてとなります。先ほど言い忘れましたが、この度は第2委員会室をメインで考えておりますので、よろしくお願ひします。それと資料5、最後になりますが、陳情・要望書等の取扱いについてです。全部で四つ出ております。1ページ目が、令和3年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い。2ページから4ページまでが住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書。5ページから14ページまでが、地域建設産業の再生に関する要請書。15ページから31ページまでが、令和3年度税制改正に関する提言についてとなります。資料3の請願は、それぞれ所管の委員会に付託となります。そして、陳情要望書等の取扱いについては、議運で調査委員会の決定をしていただけたらと思います。以上、駆け足になりましたが、付議事項1の説明を終わります。

長谷川知司委員長 今事務局から説明がありました。皆様方、質問があればと

ということで、ちょっと聞きますが、最初に第2委員会室がメインということですが、第1委員会室も使うわけですね。それをちょっと説明してください。

中村議会事務局議事係長 この資料4の議事日程にある11月25日の総務文教常任委員会と民生福祉常任委員会と上下で併記しておるところが、そのようになります。

長谷川知司委員長 例えば、本会議終了後に総務と民福がありましたら、それは1と2を使うということでもいいんですね。常任委員会は。

中村議会事務局議事係長 すいません、もう一度説明します。11月25日の総務文教常任委員会と民生福祉常任委員会は第1委員会室と第2委員会室で同時に開催します。どっちが早く終わるか分かりませんので、2をメインで考えておりますけれども、産業建設常任委員会は早く終わったほうに入られるのか、メインが終わるのを待たれるのかというところになろうかと思います。それが全部終わらないと、コロナにも入れませんので、この日は議員をお待たせすることになるかもしれませんが、そのような運営をさせていただけたらと思っています。

長谷川知司委員長 一つの委員会であれば、第2を使うが、二つ以上であれば、第1、第2を両方使うということでもいいんですね、今までどおり。

中村議会事務局議事係長 はい、そのようになります。ただ、今ちょっと申しましたとおり、委員の重なっているところは同時に開催ができないので、事実上できるところは、この初日と11月30日だけになるのかなと思っています。

長谷川知司委員長 この30日の9時とか10時っていうのは、もう委員長と話して決められていますか。

中村議会事務局議事係長 それぞれの書記から確認して、そのようにしております。

長谷川知司委員長 皆様方、意見はありますか。2ページになりますかね。日程表の2ページで、一般質問を5日取ってありますが、15人ということですか。どのような振り分けにしましょうか。一応案として、ちょっと申しませんか。4人、4人、4人、3人、これでどうですか。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)そういうことで決めたいと思います。9日は休会ですかね。

中村議会事務局議事係長 これまでの慣例でしたら、休会扱いになろうかと思っています。

長谷川知司委員長 繰り上げないで休会ということで行きますね。

中村議会事務局議事係長 それを議運で決めていただけたらと思います。

長谷川知司委員長 では、休会ということよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、休会ということで行きます。今、日程が終わりました。

高松秀樹委員 一般質問が15名ということなんですが、通告書を各々が出されて15名になっているんですけど、通告書の内容の書き方なんですよ。常々議運の中では、内容については詳細に記載するようにということで、過去においては、「何とかについて」というような書き方をされる議員もいらっしゃったんですが、今回については、そこは詳細な表記になっておるんでしょうか。

尾山事務局長 詳細に書いていただいている議員もおられれば、「何々について」と項目だけ書いておられた議員もいらっしゃいます。提出いただい

たときに「何とかについて」だと質問文になっていないので、こちらで少し詳しく聞かせていただきました。正午までに議員にくじを引いていただくのに時間がちょっと限られている中で、事務局で努力はさせていただきました。引き続き、詳しく書いていただきたいとお願いしていきたいと思います。なぜなら、執行部において、これを各部署に割り振りしなくちゃいけないんですが、「何々について」とだけ書いてあると、どこの課に対する質問かよく分からない。複数にまたがっているのか、全然違うところなのか分からないというところがありますので、そういったこともお伝えして、次回以降、詳しく書いていただけるようお願いしたいと思います。

長谷川知司委員長 この通告書については詳しく書くっていうのは、前から言われております。そういうことで、その再度の徹底ということを議運の報告として述べるということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に、（5）ですね、請願の取扱いについて。では、最初に請願の1ページ。これ、担当は総務と思いますが、よろしいですか。すいません。私が先走っておりました。資料のほうですね、資料3。年金の毎月支給への改善に関する意見書の提出を求める請願。これは、民生福祉でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次の、高泊地区における保育所の確保についての請願書。これも民生福祉でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことでいきたいと思います。

高松秀樹委員 今の保育所の請願書なんですけど、請願者を参考人として呼ぶようになっているんですが、ここに請願者代表って書いてあるんです。これは、ほかに請願者がいらっしゃるっていう話になっているんですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 特には聞いておりませんので、請願者代表の方が請願人であろうということです。今、この方と連絡を取ろうとしております。

高松秀樹委員 これ、参考人を呼ぶときに、例えばこの請願者代表の方とほかの方が来られても、これはオーケーやったんですかね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 委員会に出席されることは、一般の市民の方にとって、なかなか緊張されることでもありますし、より詳しく知っている方がいらっしゃれば、請願人を二、三人程度、呼びたい方があれば呼んでいただいても結構ですとお伝えするつもりです。

長谷川知司委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。議事日程案については、先ほど説明ありましたが、これでオーケーです。

中村議会事務局議事係長 すみません、どちらの委員会をどちらにするかお伝えしていなかった気がします。今予定しておるのは、11月25日は総務文教を第2委員会室、民生福祉を第1委員会室、産業建設とコロナ分科会も第2委員会室で考えておりますが、先ほど言ったように、終わったほうに入るほうが効率的であれば、そこは、あと委員長で決めていただけたらと思っています。11月27日の分科会は、第2委員会室がメインということですので、これは両方とも分科会を第2委員会室で考えています。そして、11月30日は民生福祉の午前9時からを第2委員会室、総務文教を第1委員会室、12月1日の産業建設は1委員会室ですので、第2委員会室で行おうと考えております。ひょっとしたら、南側のほうが工事でちょっと騒音等があるような話も今入っておりますので、ちょっと委員会ごとになかなか決めきれておりませんが、今第2委員会室をメインでということ、それも併せての指定です。よろしくをお願いします。

長谷川知司委員長 では（7）です。陳情・要望書の取扱いについてです。資料5。まず最初に、令和3年度理科教育設備整備費補助金予算計上につ

いてのお願い。これ、総務でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、住宅リフォーム助成制度の継続を求める請願。これは産建でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、地域建設産業の再生に関する要望書。これも産建でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）4番目、令和3年度税制改正に関する提言について。これは総務でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上、一応、付議事項1については終わりましたが、委員の皆様から何かありますか。

高松秀樹委員 12月定例会の本会議場のコロナ対策っていうか、アクリル板うんぬんって話がありましたが、その結論は最終的にはどうなりましたか。

尾山議会事務局長 後ほど休憩時間に御覧いただきたいと思いますが、既に議長席、それから、登壇のところと質問席については設置してあります。以前の議運で作成が間に合わないから、12月議会は仮のものを置かせていただいて、きちんとしたものを3月議会からとお話ししましたが、今回間に合いまして、きちんとしたものを12月議会当初から置かせていただきます。それと加えまして、議員席が前後2列になっていますし、執行席も前後2列になっているということから、前席に飛まつが飛ばないように、後席の前にアクリル板を全て置くということで今進めております。これは初日には間に合わないと聞いておりますが、途中できちんと入るようになっていきますので、後ほど御覧いただけたらと思います。

長谷川知司委員長 あわせて、マスク着用は今までどおりということですね。

尾山議会事務局長 また、この件に関しては後ほどお諮りいただきたい案件がありますので、そのときに、またよろしくお願いします。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。議長、副議長いいですか。事務局いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、ここで付議事項1が終わっ

たので休憩ということで、10時5分から再開します。

午前9時55分 休憩

午前10時7分 再開

長谷川知司委員長 ただいまから、付議事項第2、山陽小野田市議会基本条例の検証についてを行います。委員外議員の皆様も大変御苦勞様です。では第7章、議員の政治倫理及び身分、待遇等について、副委員長からお願いします。

伊場勇副委員長 第27条、「議員は市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。」。第2項「議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。」。この条例について、ある程度達成したという方からの意見として、①品位の保持、識見を養うとは具体的に何ををもって評価するのか。②、完璧ではないが、ほぼできていると思っている。また、まだ不十分であると評価した方からの意見として、①現職議員が逮捕され、選挙違反で嫌疑がかけられるなど、日々議員自らが研鑽すべきである。（「前のこと」と呼ぶ者あり）以上です。

長谷川知司委員長 今ありましたが、何か皆様から意見があれば。Cのところは現職ではなくて、前期のときですね。前期のときに現職だったということ。逮捕という言葉がちょっとまずいかもしれんですけどね、これ。

山田伸幸議員 このCの、まだ不十分であるの①は、事実とは違いますので、この部分はふさわしくないと思います。

長谷川知司委員長 はい。これは二つのことを言っているんじゃないかと思うんです。点で切れるところですね。現職議員が逮捕されというのが一つ、

それから、選挙違反で嫌疑がかけられるなどということで、二つと理解すれば。（発言する者あり）そうですね。勘違いを受けやすいです。

河野朋子委員 事実と違うということではなくて、表現がちょっと誤解を与えるような表現だったので、現職議員が逮捕されるという事件が1件あったり、選挙違反で嫌疑が掛けられたりというような件もありました。そういうことから、やはり、議員自らそういうことに対して襟を正すべきじゃないかという意見です。過去に2件あったことは事実だと思いますので、そういうふうを受け止めたらいいと思います。

岡山明議員 政治倫理条例って第2項に書いていますよね。その条例改正が平成29年、その後、令和元年に改正されておるということで、その辺の部分の見直しがしっかり掛けられているという状況でよろしいですかね。政治倫理条例の見直しをしておると。その下で基本条例がちゃんと運営されておるという理解でよろしいですか。

長谷川知司委員長 ちょっと私の解釈からすると、まず最初にこの基本条例ができましたよと。それで、政治倫理については別な条項で定めますよとということで、政治倫理条例が…

岡山明議員 第27条第2項に、政治倫理の規範については、条例で別に定めるとあるけど、政治倫理条例が改正されているから、その辺で見直しはしっかりされているから、それに付随する基本条例はもう問題ないという理解でよろしいかなと思っているんですけど、その辺どうなんだというのを皆さんにお聞きしたいです。

宮本政志議員 岡山議員が言われたことは、今回これは基本条例についてやっていますよね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）たしか、岡山議員言われたのは、第2項にある別に条例定めますってことで、この政治倫理条例のほうも入るということですか。そうじゃないでしょう。あくまでも

基本条例でしょ。（発言する者あり）別に基本条例の文脈等に問題ないと思います。

長谷川知司委員長 A、B、Cと評価が分かれておりますが、やはり、これは常に努力しないといけないからCかなと思うんですけど、どうでしょうかね、皆様。Aじゃない、まず。

伊場勇副委員長 この条例に対して、自覚して、品位を保持して、識見を養うに努めているかというところなので、努めている方が多いというか全員努めていると思います。ただ、人なので完璧かと言われると、ある程度達成したというところでもいいんじゃないのかなと思います。

長谷川知司委員長 はい、ほかの委員の方の意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、Bになりますが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、Bということで、次に行きます。議員定数について。

伊場勇副委員長 第28条、議員定数。「委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。」。第2項「議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。」。この条例に対して、達成したという方々の意見として、①地方自治法に根拠があることを明記する。②常任委員会を2に減じることで、委員定数は削減可能。③現状の定数で可とする。また、ある程度達成したという方からの意見として、①2項の課題に正面から考慮されているか。②現条例改正時には、十分な時間をかけ、市民の意見を聞くなど、あらゆる角度から検討したが、それ以降、議員定数についての議論はない。以上です。

長谷川知司委員長 Bの②については、前期に、あり方検討委員会で議論され

たと思いますんで、ちょっとBの②はちょっと意見が違うかなと思うんですが、どうでしょう。

山田伸幸議員 Bの②が、これは改正時にこのようにしたということだけで、何か問題があるんですか。

長谷川知司委員長 いや、それ以降、議員定数についての議論はないっていうのは、あり方検討委員会で定めたんじゃないですかね。前期のときは議員定数を22にするのに、望ましいのは25だがというような条文が付いておりましたよね。だけど、それをのけて、今は22名とすっきり書いておりますので、議員定数についての議論は、前期のあり方検討委員会で、たしかそのように定められたんじゃないかなと思います。議論はないっていうことはないと思うんですが。ちょっと、私から指名しちゃいけないですけど、矢田副議長、そのときどうやったですかね。

矢田松夫副議長 当分の間22名とする。この最後の議論はないです。議論はないですね。

長谷川知司委員長 あり方検討委員会のときに前文はのけてないですか。

矢田松夫副議長 当分の間22人でいきますと、ただ、それだけです。それ以外何もないです。それ以外も、それ以降も何もない。議論もしていない。

長谷川知司委員長 条例で、決めたですけど、望ましいのは25だが…

矢田松夫副議長 それは附則で書いてあった。

長谷川知司委員長 それはのけたですよ。

矢田松夫副議長 そうです。定数は22とすると。それだけですね。それ以外

のことは書いていないでしょう、そちらにも。そういうことです。

長谷川知司委員長 分かりますか、今の。

宮本政志議員 今の発言の中で、当分の間ということがちょっと重要なんですけど、それはどういう資料、議事録か資料か何かが残っていますか。

伊場勇副委員長 山陽小野田市議会議員定数条例に、22人とするとしたのは平成18年9月。この条例は次の一般選挙からというのが平成25年9月になって、第2項のところに「当分の間、山陽小野田市議会の議員の定数は、本則の規定にかかわらず22人とする。」というのが、平成28年9月に決まって、次の選挙から施行するとなっております。ただ、当分の間ってというのが、解釈がなかなかということは、僕も一緒です。

矢田松夫副議長 それで「当分の間」ということで、本来ならこの3点セットについては、話をしないとイケないというのが、いわゆる議運の中で2年に一度、定数の見直しをしていくというようになっていましたけれど、やっていなかったというのが現在の状況なんですね。本当はせんにゃあイケんやったんですね。

長谷川知司委員長 それは議運でやるというようになっているんですか。

矢田松夫副議長 そうですね、2年間でやり直しじゃないけれど、検討するということになっていましたからね。新たな特別委員会も作っていないから、議運の中でやっていくというけれど、やってなかったということが、今日まで来ているんです。

長谷川知司委員長 今、副議長が当時のことも含めて言われました。

宮本政志議員 いやいや、今の話でも二つで、この基本条例の文脈自体、別段

問題がないと思うんで、基本条例の今の検証に関してのこととして議論するかどうか、どうしていきますかってことは分けていかなきゃいけないですよ。

長谷川知司委員長 基本条例そのものについて、皆さんから何か意見があれば。

宮本政志議員 これね、Aの達成したという方の意見に「地方自治法に根拠があることを明記する。」って書いてあるんですけど、これ、どうやって解釈するのかな。条例に明記しろってことなんですかね。ちょっと解釈に困ったんで。

長谷川知司委員長 これ、事務局を含めて分かる人がいらっしゃれば。ちょっとここで5分ほど休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時29分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほど、定数について様々な資料をちょっと調べておったんですが、結論として、まず定数については22名ということについて。

河野朋子委員 先ほど定数条例について、「当分の間」っていう、22名というのが、まだ生きているんじゃないかというような議論があって、それを前提として議論すべきじゃないかという方向に行ったんですけど、そもそも私たちもちょっと認識不足ですが、「当分の間」という文言が今どういう状態であるのかを、ちょっともう1回確認させてください。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 これは平成28年の改正前に前文において24人が望ましいとか、20人が望ましいとかいう意見が書いてあっ

た上で、本則において定数を24人とするとしておりました。そして経過措置として、当面の間、本則の規定にかかわらず22人とするとして、実質的に定数を22人としておりましたが、平成28年に議会のあり方調査特別委員会で検討しまして、本則を22人とするとして条例改正を行いました。そのため、この経過措置は現在、生きておりません。

河野朋子委員 今ちゃんと説明を受けると、現在はもう本則22名ということで、今はもう附則もないということなので、今後、そういった議論の必要性が生じた場合、提案時には、明確な理由を示さないといけないというふうに条文にはあるんですが、今まではそういった提案をすべき状況になっていなかったのので、この条文については、できているとか、できてないとかというよりは、そもそもそういった取組がないというような評価をすべきじゃないのかなと思いました。いかがでしょうか。

山田伸幸議員 ここは評価なしでいいと思います。なし。はい。

水津治議員 今、評価なしというお話がありましたが、検証の内容を見てみると、提案する場合は、明確な改正理由を付するものとしている。そういった条件が整っているかということのように解釈しているんですけど、どうですかね。実績がないから評価なしということではなくて、いいからという意味で言われたのかなと。ちょっとそこが迷うところです。

伊場勇副委員長 評価なしというか、取組なしと。要は提案をしていないわけで、評価ができないということですから、取り組んでいない、取組なしという形でいかがかなと。前回の検証のときも、そういう書き方をしている条項もあるので、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 取組なしということですか。それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第29条、議員報酬について。

伊場勇副委員長 第29条、議員報酬。「委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。」。この条文に対して、達成したという方からの意見として、①お手盛りとならない様、第三者機関である報酬審で審議されており適正では？②家族を養っていける報酬が必要。また、Bのある程度達成したという方からの意見として、①地方自治法に根拠があることを明記する。まだ不十分であるという方からの意見として、①市長の諮問機関である「特別職報酬等審議会」において、議員・議会活動の説明などはしているが、議会が積極的に報酬について議論をしたことはない。また、取り組んでいないという方からの意見として、①議員の側から明確な改正理由を付すことが可能か。②専門的知見を求めた附属機関を設置することだが開催されていない。任期内で結論を出すべきだ。以上です。

長谷川知司委員長 Aが6人、Bが7人、Cが1人、Dが7人というようになっております。皆様方、何か意見はありますか。

山田伸幸議員 これも取り組んでいないでいいと思います。

長谷川知司委員長 これも取組なしということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次、第30条、政務活動費について。

伊場勇副委員長 第30条、政務活動費。「委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度を及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。」。第2項「会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第13号）第2条の規定により、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。」。この条文に対して、この政務活動費の条例改正を提案する場

合について、ちゃんとしているかということで、まだ不十分であるという方からの意見として、①政務活動費の本来の目的が審議する者に伝わっているか、他市との比較も必要ではないか。②政務活動費については、金額等において本格的な改正の議論には至っていない。そして、また会派の代表者及び会派に属さない議員が政務活動費の交付を受けたときは、透明性等を確保しているかということに対して出た意見として、達成したという方からは、①活動成果指標を添付すべきと思う。また、ある程度達成したという方の意見としては、①活動成果を市民へ報告することを明記するという意見です。以上です。

長谷川知司委員長 これも意見がばらばらに分かれているところです。皆様、何か意見があれば。

河野朋子委員 政務活動費については、様々な意見が以前は結構出て、本当にこれで十分活動できているのかとか、そういった議論はしていたんですけど、メンバーも変わっての議会の中で、こういった議論ってほとんどされてないと思うんですね。だから本当は、そういうところをしっかりと、改正が本当に必要ならば、改正理由も示しながらの提案というものが必要なのかもしれませんが、第1項については取組をしていないということだと思います。第2項については、ほとんどできているような状況ではあると思うんですけど、どうでしょうか。

長谷川知司委員長 皆様、意見は別にありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）第1項については取組なしでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第2項については、達成しているということでいきます。次、第8章。議会事務局等の体制整備、議会事務局について、どうぞ。

伊場勇副委員長 第31条、議会事務局。「議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。」。これについて、達成したという方からの意

見として、①詳細については、事務局から議長に申告する必要がある。
また、ある程度達成したという方からの意見としては、①充実強化を図
るべき権限があるのか、よく分からない。現状では、事務局職員は責務
を果たしているので、議長がそれなりに職責を全うしているのだろう。
また、取り組んでいないという方からの意見として、①法務機能の充実
強化は不可欠と思うが、現状は事務局職員に依存している。以上です。

長谷川知司委員長 皆さん方の意見を聞きます。A、B、C、Dとそれぞれ分
かれておりますが。

河野朋子委員 「議長は」という主語になっていて、充実強化を図らなければ
ならないとなっておりますが、現実的にどうなんでしょうかね。人事を含
めて、この議会事務局のそういった体制強化については、議会が本当に
独立して行政に対峙するといった、別の機関としてできているかどうか
って言われたら、何かすごく疑問というか、今の体制でそれが十分でき
るような体制なのかなと思います。また、事務局の人員確保とか、そう
いうことについても、どこまで議会としての力が発揮できるのかと言わ
れると、ちょっとどうかなと思いますけど、どうですかね。そもそもの
体制といった意味で、能力とか手腕とかそういう意味ではなくて、議会
として執行部からきちんと独立したものとして機能できるようなシステ
ムなのかどうかということです。別に、誰かを個人的にどうこうじゃな
くて、そういった体制なのかなっていう、ちょっと疑問が常々あるので、
どうでしょうか。

長谷川知司委員長 山陽小野田市という市の規模からいって、どこまで要求で
きるかというのもあると思います。それで、またここにある「議長は」
っていうのは、あくまでも「議会は」という解釈をされていいと思いま
す。議会を代表して議長が言うべきだと。議長権限ですけど、それを議
員が議長に伝えて行くと思います。議長も当然言うべきですけどね。

伊場勇副委員長　もちろん充実強化に至っては、例えばですけど、新しい処理システムを使うとか、それは事務局サイドからあってもいいかもしれせん。議会サイド、議長からこういうのを使ったらどうかとか、お互いにやりやすい方向を作っていく上で、充実強化につながると思うので、まだ、達成はしていないと思うんですよ。今からやっぱりどんどん強化をしていくっていうことで、ある程度達成したという位置づけでどうかなと思います。

岡山明議員　ちょっと個人的に申し訳ないけど、例えばその機能強化となると、議長とか、そういう権限の下でやった場合、事務局として、今、常任委員会三つありますよね。カメラが1か所だったのが2か所にして公開してきていると。でも、常任委員会が三つあるので、テレビカメラももう一つ付けて三つにして、1日で常任委員会ができるような、これを機能強化と言ったらおかしいかもしれんですけど、その辺の考え方というのは、事務局が持たれているかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと。そういう形もあるかなって、機能強化の上で必要ということで。たまたま出たもんですから、常任委員会が三つありますので、その辺どうかなと思います。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　議会が管理する委員会室は今二つです。その二つで同時開催できるように、設備を充実させたところです。今後、委員会室がもし仮に庁舎改修等で三つに増えるようなことがあれば、事務局としては、当然そういった設備を要求していきたいと思います。現状は、委員会室は二つしかありませんので、そこに必要な設備を整備しているところです。

山田伸幸議員　職員の定数等も絡んでくるんですけど、以前は、議会事務局は全員正規職員が配置されていたと思うんです。今は、一人違っていますよね。これは定数の関係でそうなったんですかね。それとも、何か別の理由があったんでしょうかね。

長谷川知司委員長 事務局、分かりますか。

石田議会事務局次長 きちんとしたお答えができませんが、まず、定数条例との関わりはありません。定数条例は、議会事務局の職員7人ということで、前からと変わりありませんので。その点しか、ちょっとこちらでお答えはできません。

小野泰議長 4月の人事異動についてもですね、早くから、事務局当局としては、正職員7名の定数を守っていくということで、ずっとやってこられました。私は、この中でやっぱり、議会として政策立案というか、あるいは条例案を議会として出す必要があると思っていたんで、できれば、法制関係の人、さらに人間的にも充実したいという思いがあったんですが、役所全体として、少しずつ定数の削減をしていくという中で、事務局も何とかこの7名の中で、一人はどうか今でいう会計年度任用職員に切り替えてもらえんדרוか。ただ、7名の定数は守るところで、最終的にはそういう話もありまして、何とか7人を守っていただくということで認めざるを得なかったということです。何とか議会として、政策立案なり条例案をどんどん出せるような体制を取りたいと思いつながら、役所全体としての流れがそうでありましたので、守り切れなかった部分もあります。そういうことで、誠に申し訳なく思っているところです。そういうことです。

宮本政志議員 先ほどの副委員長と同じで、ある程度達成したかなと思っていましたけど、今の議長のお話をお聞きすると、議会事務局の充実強化を図られたってことなんで、Aの達成したでもいいかなと思うんですよね。このBとDの意見は、事務局の充実強化を図らなければっていう条例から見ると、ちょっとよく解釈できないです。ただ、結果からすると、Aの達成したでいいんかなって思います。以上です。

藤岡修美議員 私は宮本議員と違う意見で、正規職員が会計年度任用職員に変わったということは、僕はCだと思います。

山田伸幸議員 それと、この中にも、この条例の中にきちんと書かれている法務機能の充実強化ということを使うならば、法務担当経験者の方が、2名おられたんですけど、今、法務担当ってというのは、経験者というか、2名いらっしゃると考えていいんでしょうか。それを事務局、ちょっと教えてください。

長谷川知司委員長 はい、事務局。答えられますか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 今回の事務局で法務担当として経験がある人間は、1名です。

藤岡修美議員 議会改革の本によると、二元代表制の中で、執行部の人数に対して、議会が政策提言等をするような体制が整っていないという意見がほとんどです。いや、決して今の事務局が頑張っていないって言うんじゃないで、議員もそうですけど、だから、もともとそういった流れもあるんで、しかも、正規の職員が会計年度任用職員になり、その人がいけないというわけじゃないんですけども、流れとしていかなものかなってという意味という感覚でCかなって判断しました。

長谷川知司委員長 例えば、私が思うのは、今まで職員がすごく苦勞されていたテープ起こしですかね、ああいうやり方についても、機械が入ってきて、その時間が短くなった分、ほかの仕事に回せるようになった。それも一つは事務局の機能強化と思っていいんです。それが完全とは思いませんが、先ほど議長も言われましたように、もし職員が正規から会計年度任用職員になるのであれば、それと違う職員の負担を軽減して、法的にも調査できたりする時間が取れるように、今後そういう設備を要求していったほうがいいかなと思っています。個人的な考えを言っちゃいけ

んかもしれんですが。これはBでいいですか。Cですか。Cが多いです。

高松秀樹委員 議長は、議会事務局の権限強化とか、いろんな組織を統括しているんですけど、現実問題としては職員の皆さんは、いつか執行部に帰るんですよ。行政職員なんです。予算の問題も、ああは言っても、市長部局が持っている中で、なかなか難しい話になってくると思うんですよ。今さっき誰か言われた、二元代表制の中で議会が独立した存在を取りたいというのであれば、例えばプロパーの職員を雇用するっていう手があるんですよ。でも、現実には無理なんです。今の状況の中では。無理なのを、できていないからCですよとかいうことになる、なかなかやっぱり議長も、この3年間やってきて俺の評価はCかって話になっていもう。そこはできていないところもありますし、できないところもあるっていう意味からして、Bと。本当はAという評価にしたいんですが、皆さんの意見聞いていると、Cとかっていう人もいらっしやるんで、図らなければなりませんということで、Bで。(発言する者あり)

長谷川知司委員長 ちょっと待ってください。高松委員が今発言中ですから、ちょっと、高松委員の意見を聞いてください。

高松秀樹委員 そうそう、僕の発言を抑制せんでください。いやいや、僕はBかなという気がしておって、実はこの31条は、ここまで紛糾する条文じゃないんですよ。ほかにいっぱいあったはずなのに、なぜかしら皆がここに引っ掛かってくるのが理解できないんですけど、ある程度しっかり充実強化を図ってらっしゃると思います。人事の件も言われましたけど、ぎりぎりの攻防だったと思います、今回、会計年度任用職員を入れたっていうのも。下手したら会計年度任用職員も入らなかったんじゃないのかって思います。それは分かりませんが、そこはしっかり最低レベルっていうか、ある程度のところで止めていただいたっていうところは、僕は評価したいと思います。

岡山明議員 議長から、今までの正規の職員が会計年度任用職員になったことで、処遇が違ふと。やはり正規職員としての7名を確保していかないと、今後そういう議会基本条例に沿った形が取れなくなるのではないか。だんだん下がってくる、来年、じゃあ次はどうかというと、7人が6人になってしまったという可能性もある。その辺で縮小という表現がちょっと、7人の職員の形態が変わっているの、その辺はしっかりやっぱり議会として守っていかんやいけん。議会事務局の人数、取りあえずはそういう人員の確保だけは、基本的なベースはしっかり守っていくと。やっぱりBで進められていいんじゃないかと思います。

山田伸幸議員 先進的などころで、どこやったかな、全員が法務担当、法務経験者という事務局があるんですよね。その代わり、議会も条例提案なんかもしっかりやっているし、本来の議会の姿を体現しているということなんですよね。それからすると、法務担当が2名から1名減少している。そして、正規職員が7名から6名になっているということでは、Cと言わざるを得ないと思います。

宮本政志議員 いや、あのね、先ほどからの人数の問題とかね、正規職員がどうだとかっていう方向にあまりに行ってしまうとね、それが変わったら、じゃあこの31条はってなります。今後、評価にそれが直結するんじゃないかと、あくまで議会事務局の調査とか、この法務機能の充実強化を図ったかどうかで書いてあるわけなんで、ちょっとあんまり人数とか、そっちのほうに行き過ぎると怖いなって思います。話を戻しますけど、私はこの充実強化は議長が図られたと思っていますから、私はAと思っているんです。

長谷川知司委員長 今A、B、Cの意見が出ましたので、これは委員長、副委員長の中でちょっと話して、また皆さんに提案します。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次、第32条、議会図書室について。

伊場勇副委員長 第32条、議会図書室。「議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。」。この条文に対して、まだ不十分であるという方からの意見として、①ほとんど利用していない。議会の倉庫？になっているので、資料等充実強化すべきだと思う。②市民への公開がされていないし、議員の利用も少ない。また、取り組んでいないという方々の意見として、①議会図書室については、全くと言ってよいほど目が向けられていない。以上です。

山田伸幸議員 議員が議会図書室を活用していないということだけなんですよね。先進なところの例を出して申し訳ないけれど、市というか行政の図書館と連携するといったことをやっているところもあるんですよ。そして、市民も利用するということもあるんですけど、その点でいうと非常に遅れている議会図書室です。常に鍵を掛けられておりますし、図書の数も、議会の資料だけ、ほんの少し一般的というか、議員の使う図書がありますけど、できたら皆さんも、是非図書の要求をしていただいて、これの充実強化を議員自らができるようにしていかなくちゃいけないと思います。これは残念ながら、C以下の評価でしかないと思います。

岡山明議員 例えば中央図書館の司書と議会図書室との交流は、今まであったかどうか。議会図書室を使っていないという状況があるんですから、司書も意外と時間がある場合、中央図書館から1か月に一遍ぐらいは、そういう交流体制があってもいいんじゃないか。新しい文書、図書の入替えとかがあると思うんですけど、それを誰がしとるんかと思うんです。誰が実際面倒を見ているのか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 議会図書室の管理は議会事務局で行っております。以前は、段ボールとかが置いてあるような状況でしたが、2年前にロッカー等も整備しまして、委員会記録や本会議記録の見られるものはなるべく表に出して、整理しております。言われるように、新し

い図書等はある入り込んでおりません。議員から例えば注文があったような新しい本は議会事務局の戸棚に収納しておりまして、見られる方はそちらで見られているというのが現状であります。市民の方の利用も、年に1件、2件程度お話があって、古い文献等を調べられる方がいらっしやいますけども、広く利用されているような状況にはありませんし、中央図書館等の司書の方との連携も行っておりません。

長谷川知司委員長 Cの意見が多いですが、

伊場勇副委員長 Cかなと思います。調査研究のための図書等がなかなか少ないということと、市民の利用する状況になってないかなど。ただ、今後、この図書室については、在り方も検討すべきだなと。評価に申し添えてもいいのかなと思います。

長谷川知司委員長 いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では次、第9章。他の条例等との関係及び見直し手続。

伊場勇副委員長 第33条、他の条例等との関係。「この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときには、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。」。この条文に対して、達成したという方からの意見として、①自治基本条例と並ぶ重要な条例であり、当然その存在の上に立ち取り計られている。②その都度尊重され、追加・見直しをされていると思う。また、まだ不十分であるという方からの意見として、要綱設置の際、条例との整合性を図っていないものもある。以上です。

長谷川知司委員長 はい、何かありますか、意見。(「なし」と呼ぶ者あり)Aが多いですが、Aでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では次、条例の見直し等について。

伊場勇副委員長 第34条、条例の見直し等。「議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。」。第2項「前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。」。第3項「議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。」。この条文に対して、まだ不十分であるという方からの意見として、①必ずしも2年ごとの検証にはなっていない。また、取り組んでいないという方からの意見として、①前選挙の後、実施されていない。②新人議員への研修をされているが、AからD評価区分だけではなく、なぜAなのか？なぜDなのか分析（議論）すべきではないかという意見です。以上です。

長谷川知司委員長 意見はありますか。

高松秀樹委員 第34条第1項にある2年ごとの検証なんですけど、4年に一遍でいいんじゃないかなっていう気はしているんです。2年ってすぐですよね。だから、その会期中で1回見直しを図る、検証するという。条例改正については、いつでも提案で条例改正できます。4年待たないといけんという話ではないので、2年を4年に変えたほうがいいんじゃないかなと思います。

伊場勇副委員長 任期の半ばということで、4年任期があるので、2年終わって、見直しをして、検証して、検証した結果、また2年でしっかり試してみるっていうスキームではどうかなと思います。僕も4年に1回、要はその任期が始まって2年後、改選があつて2年後はどうかなと思っています。以上です。

藤岡修美議員 そもそもこの2年を決めたときの議論がどうだったかなと、分かる方がおられたら。

山田伸幸議員 要するに、積極的に条例をみんなで見直して、より良いものを

どんどん取り入れていこうという姿勢があったということです。

岡山明議員 議会運営委員会において、2年ごとに検証しますという、この2年ごとってというのは、任期に対しての2年ごとなのか、それとも毎年毎年じゃないけど、その年度ごとと言ったらおかしいんでしょうけど、そういう2年なのか。任期4年のうちの半分なんか、それとも普通の年月日じゃないけど、年に対する2年なんかという、ちょっと今一瞬思ったんです。議員は4年で任期という状況。そういう任期の2年ごとなのか、何かはっきりちょっと。私はどうかと質問したんですけど、それをちょっと明確にちょっと教えていただければ。

長谷川知司委員長 だから、普通に考えれば4年の議員任期で考えたほうがいかなと。議会運営委員会で検証するんだから、議会運営委員会が2年たって検証して、それで皆さんの役員交代とかもありますね、いろいろ任期交代も、それでまた交代するから、そこでまた次に引き継ぐということかなと私は思ったんですが、それは明確にされていないです。

宮本政志議員 委員長の話からすると、今は任期3年目にこれをやっていますと。そうすると、これから2年後ってことになる、次の改選後の1年後って解釈になるんだけど。

長谷川知司委員長 本当は、4年の中で2年のときにやらんにゃいけんものが、遅れてきているということですね。

宮本政志議員 そうするとね、文脈は問題ないと思うんですけど、先ほど高松委員と副委員長が4年に1回と言われましたよね。これはやっぱり原則ってというのが付けば別に問題ないと思うけど、1回って決めてしまうと、1回すればいいかなっていうだけに…（発言する者あり）いや、だから原則っていうことね。

水津治議員 基本条例第34条第1項においては2年と。第2項において、これを検証の結果、必要と認める場合は、速やかに改正を講じますということになっているから、2年ということになっているんじゃないかと思うんです。検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講じますということがあるんで、2年という。4年にすると、2の項目がちょっとこう矛盾するかなと。ですから、そこまで追及しないといけないかなというふうに思います。

河野朋子委員 この条例はもうできてから随分たつんですけど、作った当時は、やはりかなり先進的でしたし、こういった条例自体が議員に対してすごくセンセーショナルというか、議会報告会の実施とか、いろんなことを義務づけたりして、今までの議会に対しての、やはりこれって議会改革の最たるものだと思うんですよね。そのときは、やはりこういう条例について、議員にちゃんと浸透させるというか意識させるっていうか、そもそも条例についての認識を深めたいっていうことかなと。多分できたときは、取りあえず作ったけど、この作ったままで安心してそのままにされたら困るっていう、作ったほうに多分すごい強い思いがあったはずなんです。すごい熱心に作っているんで、これをやっぱり実行していかなくちゃ意味ないじゃないかって、前回も言いましたけど、江藤先生から、作って安心じゃなくて、やはりこれを生きたものにするためには、常に点検とか検証も必要ですよっていうアドバイスをもらったんですよ。作って安心、飾って安心だったら意味ないですよっていうのはすごく言われていました。それで報告会も2回以上とか、そういった義務づけをしたり、本当に条例を基に議会が活性化しているかという検証を常にしていかないと、条例自体がもう意味がないですよというのを植付けられていたので、作った側としては、これを絶対に2年に1回ぐらいの頻度で検証していかなくちゃいけないという思いでやったんです。私、自分自身は、もう何回もこれをやっているんで、本当に4年に1回でいいかみたいな気持ちも、なきにしもあらずですけど、今こうやってメンバーが変わって、そもそもこの条例の意味とかを、こちらで思っていたような

条文に対しても、素朴な疑問がどんどん出てくるところを見ると、常にいろいろやっていかないと、このまま古びたものっていうか、最初の作ったときの、そういった思いとか、その思いも変わってきて当然だし、時代とともに条例も変わらなくちゃいけないんですけど、そもそも何でこれ作ったのかみたいなのところを、やはり常に検証とか、研修、新人になったら研修ももちろんあるんですけど、それだけじゃちょっと追いついてないなっていうのが、今回の議論を聞いてすごく感じました。自分自身はもう何度もやっていて、4年に1回ぐらいでいいんじゃないかという気持ちも、本当に正直なところはあるんですけど、むしろまたメンバーが、新しい人が出てきたりしたときに、そもそもこの基本条例って何なんですかみたいなのところからやるんだったら、常にこれをやっておかないと意味がないなっていうのが実感です。4年に1回で本当にいいのかなっていうのもちょっと感じました。そういったところがあります。

岡山明議員 私は4年に1回というサイクルじゃなくて、今、議員は4年が一つの任期ですからね。4年の任期の間に検証すると。私はそれでいいと思うんですよ。ただ任期中にっていう、4年という表現じゃなくて、任期中に必ず一つのそういうワンチームじゃないんですけど、一つの任期で、指名された議員がその下で、そういう基本条例の見直しを掛けると。私は4年、2年じゃなくて、任期の間に必ずすると、そういう形のほうがいいと個人的には思います。議員というのは、選ばれて初めて議員になるんですから、4年の任期のワンチームと言ったらおかしいけれど、議会として、一つのチームとして、基本条例を作る、見直しを掛けると。2年という途中ではおかしいと思うんですけど、かえって任期中のほうがいいと思います。

宮本政志議員 見直してっていう前提でいったら、そうそう見直しすることないから4年の任期において1回でいいんじゃないかってなりますけど、さっき河野委員が言われたのは、この基本条例っていうものの検証を通じてやっぱり理解を広めていこう、深めていこうってことを言われたと思

うんで、ちょっと議論が分かれると思うんですよね。

高松秀樹委員 検証を通じて理解を深めるっていう話ですけど、検証しているのはこれだけしかおらんのですよ。このほかの人って、なかなかそういうわけにいかんのですよね。もちろん河野委員の言われるとおり、やっぱり基本条例が、いわゆる山陽小野田市議会の最高規範と考えると、しっかり理解する必要がありますよね。そのために第3項に、この条例の研修を行いますってあるわけですよね。つまり、今の河野委員の意見は、この研修が全く生かされてない部分があると。正しく同感なんですけど、ここをどうするかというところをやったほうがいいと思うんですよ、そのためにはね。だから、検証は4年に1回でということ一緒です。任期の間。さらに。もう一つ問題というのは議会運営委員会においてありますよね。今回、異常な姿だと思っているんですよ。議会運営委員会においてやると、無党派の人たちは参加できないんですよ。だから、これは議会運営委員会じゃなくて、特別委員会なのか、違う場面ですっきり検証をするという条文にやり替えたほうがいいんじゃないかなと思います。

宮本政志議員 高松委員がおっしゃった研修も大事でしょう。しかし、研修して、それがどうなのかっていうことが条例の検証につながってくるんじゃないですか。

河野朋子委員 当然、第3項の新人の議員に対する研修、これはすごい必要だと思うんですけど、議員になってすぐ研修を受けても、何のことかちょっとよく分からないっていうのももちろんあって、議員活動していく中、議会活動していく中で、こういった条例のいろんな項目に当たったときに、経験とか、そういったところで疑問が湧いたり、この条例の下にやっていたんだという自覚が湧いたりとかってということもあるので、研修とはまた別の意味で検証という場がやはりないと、深まらないかなと思います。今回の議論を聞いて、全員ができれば一番いいんですけど、

そういうわけではないんですけど、それにしても、かなりいろんな人が関わったって今回のこの検証の場、これはすごくよかったと思うので、そういう方向はどうかなと思いました。議会運営委員会って書いてあるんですけど、それについては少し考えてもいいかなと思います。議会運営委員会がそういった提案をして、特別委員会を作るとかといった形も取れると思うので、条文はこのままにしておいても、実際やるときに特別委員会を作ったり、メンバーを広げていくというやり方をしたほうがいいのかとも思いました。以上です。

長谷川知司委員長 皆様の中であるように、まず一つ、2年に1回というのはどうなのかということを確認したいんです。

山田伸幸議員 ここは検証としか書かれていないので、条例の頭には見直し等とされていて、できたら検証はやはり例えば半数ずつが2年ごとにやるとか、いろんなやり方はあろうと思うんです。まだ、これを4年にするには、まだまだ時間が必要なんではないかなと思います。

長谷川知司委員長 委員長、副委員長預かりで、また提案しましょうか。それと一つ、第3項ですね。研修というのは、新人だけじゃなくて、全員がすると、今こうやっているようにいきさつとかも分かるし、こういうのがまずかったっていうのが分かる。（「新人とは書いていない」と呼ぶ者あり）書いていないから、全員でやるというような理解をされたほうが良いと思います。だから、新人だけじゃなくて、いきさつとか疑問も、やっぱり全議員が分かりますからね。ということで、これは後日提案します。では最後、自由記述欄について。

伊場勇副委員長 せっかくの意見ですので読みます。自由記述欄のところで頂いた意見ですが、①この議会基本条例の検証のため議運での議論がもう少し必要ではないか。②基本条例改正の検討や議会報告会の見直しを含めた特別委員会の設置について検討したらどうか。③議会報告会は「議

会だより」代替え可能。故に、報告会を廃止して、テーマを決めて、市民との意見交換会とする方が政策立案しやすい。④全体を通じて、条例を基本とした議会となっていないように感じている。議員は常に市民に接し、市民の目線で活動を行い、議案の審査に臨まなくてはならない。ただし、議員は市民の苦情伝達係ではなく、政策的にはどうか、市政上の問題は何かなどに昇華させていかななくてはならない。また、一般質問は、市長との政策論議を行う場と自覚し臨むべきである。以上です。

長谷川知司委員長 これは皆様、よく読んでおいてください。ほかに、これに対して何か意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）議長、副議長、別にありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）一応、これで検証の前段を終わります。ということで、ここで一応休憩にします。11時30分まで休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時32分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。付議事項3、広聴特別委員会からの申入れについて。事務局から何かあれば。

中村議会事務局議事係長 資料6になります。全部で、1枚目は委員長名で出された申入書の鑑になっておりまして、中身としては、2ページから6ページまでになります。それで、ちょっと印刷の関係で見えにくいところがあるかもしれませんが、2ページの（3）、太字の部分になりますが、それと、5ページの自由討議の部分と継続審査について。この部分が、この鏡文書にあるように、議論していただきたいという内容になりますので、お願いできたらと思います。

長谷川知司委員長 5ページの継続審査と自由討議について。

中村議会事務局議事係長 島津が補足で説明します。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 基本的には自由討議の在り方と継続審査の在り方について、議会運営委員会で議論していただきたいという広聴特別委員会からの申入れです。それから、また先日ありました委員会の中で、請願と陳情の取扱いについても、議会運営委員会で議論していただきたいということがありましたので、追加で伝えさせていただきます。

長谷川知司委員長 今、事務局からも説明がありました。自由討議の在り方、継続審査の在り方、請願と陳情の取扱いについて。3については今までどおりでいいのか、あるいはもっと違う方向なのかということを検討するというのでいいわけですね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 はい、そのとおりです。広聴の中でも、ある程度議論しておりますので、また後ほど広聴の記録についてはお渡ししたいと思います。委員長、副委員長、それから高松委員につきましては、広聴の中で、ある程度議論されていることは頭に入っているかと思えます。

長谷川知司委員長 この三つについて、議会運営委員会で協議してくださいということですが、いかがが諮りましょうか、皆様。

伊場勇副委員長 河野委員以外は広聴特別委員会のメンバーなんですけれども、議運でやるということは、無会派の議員からの意見も少し必要ではないかなと思いますし、それはメールでちょっと意見を投げ掛けてみようかなと思っていますし、会派に持ち帰ってまた少し議論いただいて、また次の機会に持ち寄って協議できたらと思います。以上です。

長谷川知司委員長 今、副委員長が申しましたように、一応、会派に持ち帰り、

また無会派の人には副委員長から情報提供して意見を聞くということ。それを持ち合わせて、次回また話すということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、3についてはそのようにします。4、モニターの意見について、事務局からお願いします。

中村議会事務局議事係長 資料7になります。5ページにわたります。この中で、また、担当委員会のところに議会運営委員会と記載があるところについての議論をしていただくようになります。お願いします。

長谷川知司委員長 政策討論会を早々に開催していただきたいということと、議事録は必要と考えますというところですかね。これにつきましても、同じように会派に持ち帰って、話していく必要があるかどうかですが。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに意見はありませんか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 この意見については、議会運営委員会にお渡しするのが大変遅くなったことを、ちょっと申し訳なく思っております。これが7月8日付けの意見ですので、できましたら次回、26日に開催予定と聞いておりますので、そのときに回答を作っていたらと思っております。

伊場勇副委員長 まず、①の政策討論会については、議員主導で行うものですし、開催されていないというのもおっしゃるとおりでして、まず、これをできるような気持ちにならないといけないとか、それをしっかりやるという気概で議会活動を進めなくてはいけないというところが必要だというふうに思います。②については、議事録の取り方をまた少し改めて考えて、しっかりやっていると思うんですけども、今、ただ、こういう意見があるということはしっかりと念頭において考えるべきだと思います。また、委員長、副委員長で、少し文章にして、26日に提示したいと思います。そこで、訂正する箇所があれば、そこで訂正したものを27日の広聴特別委員会に出したらどうかなと思います。会派に持ち

帰らなくてもいいかなと思っていますんで、その点を御理解いただけるなら、そうしたいと思います。

長谷川知司委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)そういうことで、26日に案を出させていただきます。次に、その他ですね。

中村議会事務局議事係長 ちょっとここに書いてある案件に加えて二つあります。先にこちらのほうをまず読み上げます。全員協議会の開催ですが、11月25日水曜日の午前9時30分から議運決定事項の報告を委員長から行っていただくこととなります。それと、残りの二つなんですけれども、まず、先ほど休憩の間に見ていただいた飛まつを防止するパネルの件で、議員席の2列目の件なんですけど、実際の質疑、答弁ですね、委員長報告後の議員の質疑とかは、皆さん自席で行っております。これは申合せに基づいて自席になっておるんですけれども、今それを全部議場内は、基本起立後に発言をされています。そうすると今のパネルの高さが、今後付けるに当たって変わってくるので、今後の議場の質疑等で議員の方が答弁するときの、発言するときの運営方法をちょっと皆さんで御検討いただけたら。要は立ってするのか、座ったままでいいのか、あわせて執行部も同じような扱いになるんじゃないかと思っていますので、そこをちょっと議論いただけたらと思います。

長谷川知司委員長 今回の提案について。目的はあくまでもコロナ対策ですから、それに有効なやり方っていうのであれば、今言われましたように座ってやるほうが有効であれば、そちらを採用していいんじゃないかなと思いますけどね。立って行うことで、つい立てを飛び越えてしまうことがあるということですよ。

尾山議会事務局長 庁舎管理は総務課が所管しておりますので、このパネル設置についても、総務課にさせていただくようになっています。現状、立って発言をされておるので、立って発言を引き続きされるのであれば、それ

にふさわしいものを付けるし、座ってやるように改めるならば、それにふさわしいものを付けるので、どちらが良いか決めていただきたいということで要請が来ております。今日、お話をさせていただいています。どちらかお決めいただけたらと思います。なお、表決に際しては、原則起立。場合によっては挙手も可となっていて、基本ずっと起立で議決、採決していただいています。それと違ってくるというのがあります。一般質問は質問者だけは立ってできるようにパネルを設置しています、質問者席に。でも、執行部の席を低いものにしてしまうと、執行部の職員が座ったまま答弁するというような形で、今までどおりではなくなるので、そこまで含めて結論、方針を出していただけたらと思います。

長谷川知司委員長 今から決めてくれということですか。

尾山議会事務局長 はい、もう注文したいので、どちらか決めてくださいと。サイズを大きいほうにするか、小さいほうにするか、どちらがよろしいか決めてくださいということです。アクリル板の高さが、高いほうがいいのか低いほうがいいのかを決めてくださいということです。

長谷川知司委員長 高いと、背が高くなると同時に補強が要りますよね。

尾山議会事務局長 当然、費用は高くなります。

長谷川知司委員長 これについて、皆さん意見はありますか。

河野朋子委員 議場内は一応マスク着用で、パネルがあるところはマスクを外して発言ができると理解していいんですかね。どうなんですか。

長谷川知司委員長 マスクをしたままです。

河野朋子委員 そこをちょっとどうするかっていう話ですけど、どうなんです

か。

長谷川知司委員 そうしないと、マイクを消毒する時間が必要ですよね。外したら。

尾山議会事務局長 衆議院が以前、議員が座るところはすごく距離があって、議員からすれば目の前、速記の職員が国会にはいて、その背後に議員席があると。距離があるからマスクを外されていたところ、先週でしたか、新聞で出ましたけど、頻繁に人が入れ替わる度にマイクなどを消毒しなければいけないので手間が掛かるから、マスク着用で発言するように変えられたっていう報道がありました。その辺も含めて考えていただけたらと思います。ちなみに質問者席のところには、消毒液等を置きたいと思っています。議員自ら手指を消毒していただくとか、その辺は御用意させていただくけれど、ちょっと見た目のバランスというのがあるでしょうから、片や立って発言して、片や座って発言というのはどうなのかというのもあるので、その辺も含めて、全体として考えていただけたらと思います。

高松秀樹委員 座ったときのアクリル板の値段と立ったときのアクリル板の値段、どのぐらい差があるんですか。

尾山議会事務局長 それは分からないです。頼んで幾らっていうことですので、サイズを測って、どれぐらいのサイズにするか。特注になるので、注文を出して初めて値段が分かってくるということですから、ちょっと今まだつかんではないようです。

高松秀樹委員 その値段の違いによるよね。基本的に立って発言するところだと思うんですよ。そんなに掛からんのに、根拠がほしいわけですよ。こんなに高いから、今回から座ってやりましょうという理由にするためには。

長谷川知司委員長 今回だけですね。コロナが終息したら、うん。そうですね。

ちょっと値段調べるために、ちょっと休憩しましょう。分かりますか。

中村議会事務局議事係長 今ちょっと島津が確認しに行きましたので、一旦この話題は置いておいて、もう一つのほうのその他に入らせてもらっていますか。（「はい」と呼ぶ者あり）傍聴席の件です。椅子が変わりましたので、一般の傍聴席の前列は16人しか座れない状態です。後列はベンチシートといって、長椅子が四つありまして、何人座れるかっていうのを考えていかないといけないんですけれども、それをどう大きく見込んでも、現在の傍聴規則にある身体障害者2人を含む37人、報道を除いて37人にはならない状態です。そのベンチシートも4人掛けるのか、事務局としては今3人がベターかなと思っておりますので、そうなると、2列で28人。プラス身体障害者2人ということで、合計で一般が30人になります。となると、現在の傍聴規則と比較すると7人減になりますので、今考えている人数でいくっていうことであれば、マイナス7。その後ろの列をどうするかっていうのをちょっと、今の参考に検討いただけたらと思います。ただ、4人座ると、ちょっと大柄な方が来られていっぱいになっても、定員までまだ人数が満たないんだから座らせてくださいってなると入れないといけませんので、ちょっと余裕を見越して、後ろの列を3人にすると、前列16人、後列12人、合計28人、身体障害者2人を含めて30人。現在の規則からマイナス7人という考え方がベターかなという提案をさせていただいております。

高松秀樹委員 今の話からすると、うちの傍聴規則が37人で、現在の状況は30人しか入れないということであれば、もうその規定を変えるしかないと思いますけど、いかがですか。

長谷川知司委員長 はい、ほかにいいですか。

河野朋子委員　そもそも傍聴の人数が減るっていうことに対して、ちょっと何か。せっかく議場を改修したのに傍聴席が減るということに対しては、もう、改修の時点では分かっていたけど、何かちょっと残念な気がしています、正直なところ。4人座れば、34人までは増やせるということですかね。そういう解釈ですよ。今3人だから30で、どうなりますか、4人掛けにしたら。

中村議会事務局議事係長　おっしゃるとおりになります。

長谷川知司委員長　残念ですが、今回のコロナということで、あくまでも、コロナのために変える、あるいは今後もずっとそれで行くということですか。

尾山議会事務局長　長椅子の横幅が180センチメートルです。一般成人男性で型幅は40センチメートルぐらいはありますので、4人座ると常に体が触れ合っているという状況を強いるのか、少し10センチメートルでも20センチメートルでも間隔を空けて座れるようにしてあげるのかだと思います。コロナ以前にですね。

長谷川知司委員長　それは長時間、1時間以上おるわけだから、それは3人のほうが望ましいかなと思いますが。

河野朋子委員　傍聴をきつくない状況でっていうのはもちろん分かるんですけど、大前提として、そもそも傍聴の機会を増やそうと思ったときに、分かっている言うんですけど、人数が減るっていうことに対してすごく残念な感じもするし、せっかく改修したんだったら、もっと傍聴を増やせるような、そういうふうにできたらよかったなあという、ちょっと現状全部分かっている言っていることで、あえて言っているんで、ちょっとこれは残念な改正になるなど。致し方ないのも分かっている言っていますが、仕方ないですよ。34人にするのか30人にするのかっていうところが、

ちょっと少し考えた上でそうするっていう、コロナがどうこうじゃなくて、そもそも本会議場の傍聴者の人数をどこに設定するか。今まで37人確保できていたものを、30人にするのか34人にするのかをきちんと議論して決定すべきだなということで、あえて言っているんです。すいません、何回も。

長谷川知司委員 ほかに意見はありますか。

高松秀樹委員 傍聴席のキャパの話は分かりましたけど、傍聴席のコロナ対応ってどうなっていますか。

中村議会事務局議事係長 前回までのどこかで一度お話ししたかもしれませんが、市役所の1階にあるように、シートに間隔を空けるようなものを置く。物は準備しております。同じように委員会の傍聴規程も、今6人のままですけど、そこはまた運用で、一般と報道で3人と3人になっていますけど、そこも間を空けるような運用で、傍聴規程のほうはできると思います。傍聴規則の人数がちょっと変わってきますのでっていうところで御提案です。

長谷川知司委員長 やむを得ないということで、30人でいいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)30人ということで。これは、ここで決めるだけでいいんですかね、規定は。

中村議会事務局議事係長 傍聴規則は議長が定めなければならない。つまり、事務局で本会議の初日までに決裁を取って、改正します。

高松秀樹委員 本会議場の傍聴は、30人以上が来られたときに、これは拒否することになるんですか。それとも、キャパによって、立ち見も含めて入れることが可能になるんですか。(発言する者あり)

中村議会事務局議事係長 高松委員がおっしゃるように、確認しておきます。

ちなみに委員会のほうは、委員長は、必要があると認めるときは、定員を変更することができるというふうにはなっております。はい、ちょっと確認しておきます。すいません。

長谷川知司委員長 ほかにありますか。先ほどの件について。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 値段については、今見積りを取っているところで、分からないということでした。

河野朋子委員 今、質問席とかあの辺にありますよね。今付けてあるパネル。あれの金額が大体分かりますか。大体で。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 聞いておりませんので、確認したいと思います。

河野朋子委員 比較するのも大事ですけど、なるべくコストを抑えるっていうことからすると、なるべく掛からないようにして、そして、今までの慣例に従わず、着席でももうやむを得ないかなとは、個人的には思いましたけど、どうですかね。

長谷川知司委員長 河野委員が言われましたが、ほかに。今のは座ったままで今回は対応するということですが。

伊場勇副委員長 12月定例会においては座って挙手して、そのまま発言をすると。それも一つの検証材料になると思うので、そうしてみるということでもいいんじゃないでしょうか。

尾山議会事務局長 一度作ると作り直しはもう利きませんので、3月議会は立ってしたいと言われても無理です。座ってやると決められたら、低いほ

うに合わせて設置しますから。

長谷川知司委員長 コロナが終息して、なくなれば、それは立ってやってもいいんでしょ。（「それはもちろんですよ」と呼ぶ者あり）今のコロナのためにやるということですか。

尾山議会事務局長 12月は座ってやるけど、3月は立ってやるように改めることはもうできません。12月に立ってやると決めておいて、3月に座ってやるってことは可能です。立ってやるように設置することになりますから。その反対は無理だということですよ。

長谷川知司委員長 そういうことで。

伊場勇副委員長 そうしましょう。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。もういいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、副議長、何かいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局は、もうこれでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第48回議会運営委員会をこれで終了します。お疲れ様でした。

午前11時59分 散会

令和2年（2020年）11月20日

議会運営委員長 長谷川 知 司